

◎佐賀県条例第19号

佐賀県地域産業支援センター条例の一部を改正する条例

佐賀県地域産業支援センター条例（平成9年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県地域産業支援センター条例</u> (設置)</p> <p>第1条 技術の高度化、経営の効率化等企業の事業活動に対する支援を行い、もって<u>県内産業の発展に資するため、佐賀県地域産業支援センター</u>（以下「<u>支援センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>支援センター</u>は、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p>第3条 知事は、<u>支援センター</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>支援センター</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>支援センター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>支援センター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 <u>支援センター</u>の施設を利用する者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める納期までに指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県産業イノベーションセンター条例</u> (設置)</p> <p>第1条 成長性の高い企業の創業並びに経営及び技術の高度化等企業の事業活動の変革に対する支援を行い、もって<u>本県の産業の発展に資するため、佐賀県産業イノベーションセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>センター</u>は、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p>第3条 知事は、<u>センター</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>センター</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>センター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>センター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 <u>センター</u>の施設を利用する者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める納期までに指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の利用料金は、<u>支援センター</u>の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の利用料金は、<u>センター</u>の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。